

はあとメール 第13号

発行人 〒606-8405
京都市左京区浄
土寺上南田町26
☎075-761-2109
住田正則

みなさんこんにちは、はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

ここ数年の厳しい残暑とは異なり、今年は割合と暦どおりに秋が到来し、街を吹き渡る風も、日に日に涼しさを増しております。このように気候に恵まれますと、やはり秋は観光に、スポーツに、芸術に、勉学に、食事に、あらゆる面において絶好の季節ですね。



まして、今年は敬老の日・秋分の日が連なって5月をしのぐゴールデンウィークですから、もしかしたら皆さんも、この「はあとメール」が届く頃にはどこかへお出かけかも知れませんね！



～文通で、あなたの暮らしにうるおいと安心を～
「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、
文通によって実現していきます」

政治の世界では歴史的な政権交代があり、これが私たちの生活におよぼす影響がどうなるか、今後次第に明らかになっていくと思われまます。いずれにしても重要なのは、私たちの暮らしは私たち自身が考え、よりよい方向へ進むように知恵を絞っていくことだろうと思います。もちろん私たちも、自らの生活を考えて行動していきますが、それに加えて私たちは法律の専門家として、皆さんの生活の支援ができるよう、日々取り組んでいければ、と考えています。・・・いえ、それは、私たちに限らず、どなたでもそうなのかも知れません。人が生きている以上、お仕事先や地域社会、学校、仲間うち等との関わりが必ずどこかにあるわけですから、そうした関わりの中で、いったい自分は周りの人にどのようなことができるかと考え、そして実際にお役に立つ行動をし、時には支えてもらいながら、生活しているわけですものね。

なんだか、当り前のようなことを書き連ねてしまいました。すみません。

しかし、このところ私（住田）が実感するのは、人の暮らしがあって、法律があるので、法律があって人の暮らしがあるのではない、という、これまた当然のことかもしれませんが、シンプルな原則です。

特に法律にもとづくサービスには、形があってないようなものなので、当人の心がけ次第でどのようなものにも趣が変わってしまいます。だからこそ、常に相談者のことを第一に置きながら、慎重に、かつ的確に、サービスやアドバイスを提供していかなければならないな～と思うのです。

みなさん、こんにちは。京の菜時記を書かせていただいております
橋本将詞（社会保険労務士）です。

毎回、京都でとれる旬の野菜を紹介しようと始めた「京の菜時記」、
10回目となりますが、正直申しまして今の時期が一番ネタに苦勞する時期なのです。
暦の上では初秋ですが、実際は残暑厳しく、秋の野菜を・・・というわけには参りません。
でも、9月に一番美味しい昔懐かしい思いがする野菜をご紹介します。

京の菜時記

ズイキ・・・漢字で書けば、「芋茎」。そう、芋の茎です。今はあまり店頭でも見かけませんが、今の時期、里芋の茎の元気がいい時期なのです。京都の量販店では大阪産のズイキが



並んでいます。しかし、年末には海老芋や頭芋で賑わう京都にももちろんズイキはあります。ただ、海老芋や頭芋の茎は10月中旬でないと芋を掘り起こさないために出回らないのが通常です。今出回っているのは、ズイキとして収穫するための芋の茎です。昔はそうではなかったようですが、京都でズイキといえば親芋をとるためのいわば副産物といった扱いが多く、太いものが多いですが、今は細いものが好まれるとか。

京都の一般的な紅ズイキは色素が強く、皮を剥けば指が真っ赤にそまります。細いズイキは皮むきに手間がかかりませんが、太いズイキのほうが食べ応えもあり、味も深い。

京都では、北野天満宮の芋茎神輿が有名で、神輿に

使われるズイキは店頭には並んでいるような細身のものではなく、直径15cm以上はある太いものです。実は、頭芋のズイキなのです。通常、店頭には並ぶズイキは八つ頭の茎。一概には言えませんが、八つ頭は親子兼用種ですが、名前のおり小芋も多くとれます。そのためにズイキも細い。一方、頭芋も親子兼用種ですが、頭（親芋）をとるために育てますので、茎が太い。ですので、神輿の柱には使い勝手がいいのです。

10月になると芋に栄養がまわり、茎そのものには元気がなくなってきます。張りのあるズイキを食べるには今の時期・・・なのですが、お勧めの太いズイキが市場に出回することはほとんどなく、紹介しておきながら申し訳ありません。

その昔、頭芋生産者は、10月中旬に頭芋を掘り起こし、そのズイキの皮を剥き、軒先に吊るし、干しズイキにして、保存食として保存しておりました。頭芋の生産者が多い我が上鳥羽では、11月ぐらいになると軒先にズイキを干している家がチラホラ。保存食ですから、相当な期間の保存が可能です。年明けの寒い時期にみそ汁の具として構いませんし、小芋と一緒に炊いて生姜をのせると重宝します。

僕の旅行記



はあとメール会員のみなさま、こんにちは。橋太一です。

今回は北海道への修学旅行のお話で、川湯温泉がクサイお話までしました。今回はその続きです。

前回は書きましたが、とにかく硫黄の臭いが強烈でした。旅館の窓は二重サッシ。それでも硫黄臭が立ち込めます。温泉も当然硫黄泉なので、湯に入ると体がピリピリします。出てくるシャワーも硫黄泉ですので、髪の毛がバリバリになってしまいます。石鹸で体を洗っても硫黄のニオイが取れません。

ご飯を食べていても硫黄のニオイがきつくて、食事が美味しく感じません。生徒たちの中で、一番不評を買った滞在地でした。食事を終えて部屋に戻ると、ブーイングの大合唱がはじまりました。中には先生に苦情を言う者まで現れる始末です。就寝時間になってもあちこちから苦情の聲がするくらいですから、いかに不評だったか想像できると思います。それでも、いつか疲れてみなスヤスヤと眠りに就きました。

宿泊地は大不評でしたが、観光地は最高でした。たぶん先生方は、この観光地を目標になさったのではないのでしょうか。5日目の観光地は道東地区です。霧の摩周湖、マリモの屈斜路湖。それに知床五湖です。摩周湖は日本で最も透明度の高い湖として知られます。霧と付くくらいですから、年中霧が掛かっています。私たちは幸運にも霧がいくらか晴れて深い水色の湖が目の前に広がりました。まさに絶景です。これがいわゆる「摩周湖ブルー」かと息を呑みました。

摩周湖の西にあるのが、屈斜路湖です。ここは天然の「まりも」が有名です。阿寒湖も同じく有名ですね。大きいものと、人の顔くらい大きい「藻」の塊を見ることができます。またここは先住民・アイヌの方々が多いこともあり、アイヌ民族資料館もあります。アイヌの人々の暮らしや文化、風俗などを紹介しており、民族衣装での記念撮影もあります。私たちは修学旅行でしたので、生徒全員がこの衣装に着替えての団体写真を取りました。屈斜路湖から次の移動先が知床です。北海道の東端。オホーツク海に突き出した岬まで行きます。私はこの修学旅行の中で一番感動したのが、この知床岬です。幸運にも快晴に恵まれたこともあり、なんと「国後島」を見ることができたのです。肉眼ではっきりと見えるその島は、外国（ロシア領）との位置づけですよ。政治的な話しはさておき、外国を肉眼で見ることができるとは、驚きでした。感動の知床を後にして向かった先は、かの有名な網走です。そう、網走刑務所のあるところですよ。この刑務所も見学しましたがとてもへこみました。

過酷な刑務所として有名ですよ。その刑務所での暮らしを解説する施設があり、ガイドさんに色々なお話をして頂きました。極寒の地での労働や留置場での待遇。聞けば聞くほど過酷な刑務所での生活。この刑務所が開設された当初は、オシロを縄で拭いたそうです。壁や窓は薄く暖房器具もなかったような時代ですから、凍死する方も多かったと聞きました。そんな気分も沈む網走から、夕刻は北海道の「おへそ」を目指してバスはひた走ります。北海道の「おへそ」そこは旭川

です。北海道のちょうど中心に位置する、北海道第2の都市です。この旭川は、ある日本記録を持つ土地です。何の日本記録か？それは寒暖の差が日本一なのです。冬の最低気温がマイナス60℃（たぶん日本記録）を記録したかと思うと、夏の最高気温は京都と変わらず35℃まで上昇します。この寒暖の差が実に「95℃」1年間です。同じ日本で信じられないと思いました。ここが5日目の宿泊地となりました。

今回は5日目まで。次回は6日目の富良野、最終日の千歳です。
どのような観光施設を回ったのかは、また次回に！

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、改めてご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」と呼びます）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する無料相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費 → 無料です！！

現在、はあとメールは、京都新聞社会福祉事業団さまの助成金を受けて「はあとメール」を発行しています。

このため、少なくとも2009年中は会費をご負担いただくことなく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。

さあ皆さん、ぜひぜひ「はあと会員」の輪の中にお入りください～

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け（別途有料）・・・等

おたより・ご要望・ご相談など、お気軽にお寄せください。

（住田 正則）



あなたのご参加を、心よりお待ちしております



年金の小部屋

はあと会員の皆さん、社会保険労務士の橋本です。今回より毎号・・・というわけにはいきませんが、年金に関する話題をお届けしようと考えています。何かとお騒がせな年金ですが、されど年金、現役を引退された方々にとって年金は無くってはならないものです。

年金は人によって様々、年金制度はその時々状況によって加入する制度も違い、加入履歴にはその人が歩んでこられた半生が映し出されています。ですので、全ての方に「こうです」と断言できないところに説明する側からの難しさがあります。一昨年から話題になった「消えた年金」騒動ですが、その解決にはまだまだ時間がかかりそうです。情報として、少しでも皆さんのお役にたてればと思えるだけ平易に、少しずつ年金に関する話題を提供してまいります。

まず、初回は年金の歴史についてお話します。当然ですが、年金制度は江戸時代からあったわけではありません。現在の制度は昭和になってはじめて発足しました。

年金制度の古くは明治時代の軍人恩給や官吏恩給から始まります。これらが統合されるようになって大正12年に「恩給法」が制定されました。ただ、恩給制度は軍人恩給に代表されるように国家に尽すといういわゆる公務員のための制度で、民間に対する制度として発足をみたのは、昭和17年6月に誕生した「労働者年金保険法」となります。労働者年金保険は、今の厚生年金保険の前身です。ただ、被保険者は10人以上の事業所で働く現業部門の男子労働者と、極めて限られた方々が対象でした。イメージとしては大きな工場（民間の軍需工場？）の労働者を想定したものと考えられます。

その後、昭和19年10月に厚生年金保険制度の開始。このときに、5人以上の事業所で働く労働者を対象とし、非現業部門の男性だけでなく、女性労働者にも拡大されました。よって、恩給に入っていた方以外の民間会社にお勤めされていた方々の年金記録は、昭和17年6月の労働者年金保険と昭和19年10月の厚生年金保険から始まるもので、それ以前に働かれていたとしても年金制度自体がはじまっていないわけですから、加入されている方はおられないということになります。

さらに、昭和29年5月に厚生年金保険の制度大改正が行われました。適用対象業務が整備され4人以下の従業員を雇用する非適用対象業務の個人事業所のみが適用対象外とされ、厚生年金のしくみが確立されました。ただこの前後に、給付水準が国家公務員と差があったのか、公務員等が加入する共済組合が乱立してしまいます。

まずは、昭和29年1月、私立学校教職員共済組合の発足。私立学校の教職員については、大正末期より私学恩給財団による退職年金給付が行われていたのですが、厚生年金については任意加入の対象となっていました。昭和29年の厚生年金改正によって教育事業従事者まで適用対象が拡大されることになり、同じ教職員でも、当時の国公立学校の教職員は旧国家公務員共済組合の適用になっていたことから、これに競う形で私立学校教職員共済組合が発足しました。

また、昭和30年1月には、市町村職員共済組合が発足。退職年金条例の適用を受けなかったものも対象としました。

さらに、昭和34年1月に農林漁業団体職員共済組合が厚生年金から分離する形で発足。平成14年4月に厚生年金保険に統合されるまではJA（農協）等の職員は独自の年金制度のなかで被保険者（組合員）となり、年金受給をされることとなりました。

さらにさらに、専売公社や国鉄などは旧国家共済組合から昭和31年7月から公共企業体職員共済組合が分裂し、平成9年4月に厚生年金に統合されるまで属することになります。

と、それぞれ、その時々につかれていた職によって属する年金制度が違い（変わり）ます。これだけでも年金制度の複雑さがわかります。自身の年金をたどるときは、その時期にどこでどういう立場で何の仕事をしていたか……。これも一つの鍵となります。

今回はこの辺で……。以下に今回書いた歴史を以下に表にしておきます。

時期	項目	注意点
昭和17年 6月	労働者年金保険制度開始	厚生年金の前身である労働者年金が開始されました。 ただ、その被保険者の対象は、10人以上の事業所で働く現業部門の男子労働者のみでした。
昭和19年 10月	旧法厚生年金保険制度開始	厚生年金制度が開始。 被保険者の対象が、5人以上の事業所で働く労働者とし、また非現業部門の男性及び女性労働者にも拡大されました。
昭和29年 1月	私立学校教職員共済組合発足	
昭和29年 5月	旧法厚生年金制度の大改正	現在の厚生年金制度の骨格ができました。 被保険者の対象は、適用事業所に使用される者とされ、適用事業所の範囲が以下のようになりました。 ●常時5人以上の従業員を使用する適用対象業種 ●常時5人以上の従業員を使用する法人等
昭和30年 1月	市町村職員共済組合発足	
昭和31年 7月	公共企業体職員等共済組 合法施行	
昭和34年 1月	農林漁業団体職員共済組 合法施行	